

第 1 0 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日（金）午後 4 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 10 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 27 年 3 月 27 日（金） 16 時 00 分
2. 閉会時間 平成 27 年 3 月 27 日（金） 16 時 35 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 29 名
5. 欠席委員者の数 2 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条（所有権設定）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 非農地証明願について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第 5 号議案 平成 26 年度の点検・評価（案）及び平成 27 年度の活動計画（案）について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第 2 号 農地賃借料の水準について

午後 4 時 00 分開始

議長

只今より、第10回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員・・・番・・・委員、は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・で・・・の・・・さんです。畑9筆9,398平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は14,396平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆1,791平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は6,087平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、コンバイン1台、田植え機1台、キャリー1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆2,338平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は84,279平方メートルで、農機具は、トラクター4台、耕耘機2台、コンバイン1台、田植え機1台の農業機械器具を所有し、農業生産法人の要件等、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番について、・・・番・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で45年の農作業暦があります。

妻と2人の子と4人で農業を営んでおり、大根、人参を作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番について、・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で50年の農作業暦があります。

水稻、馬鈴薯を作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に3番について、・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農業生産法人で、構成員は5名、全員が年間150日以上常時従事しており、常時雇用者8名を合わせ、農業を営んでいます。

水稻、人参、大根を作付し、通作距離は約1キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。

よって、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、説明します。

1番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんです。

申請地601平方メートル借り受け、・・・の職員用及び・・・の送迎用の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側、南側、西側は道路、東側は賃貸人の宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番と3番及び第3号議案 非農地証明願いの1番については関連がありますので、同時に上程します。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2、3番 及び 第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

2番の使用貸人は・・・の・・・さん、3番の譲渡人は・・・の・・・さん、借受け及び譲受人は・・・の・・・さんです。

非農地証明願いの1番の申請人・・・の・・・さんで、平成5年月日不詳頃より、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ての車庫が建っており宅地として利用されています。

申請地3筆231平方メートルを利用し木造二階建て住宅(建築面積)74.33平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2、3番 及び 第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は水路を挟み宅地、西側は宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

また、非農地証明部分につきましては、20年以上前から車庫が建てられ宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番、3番 及び第3号議案 非農地証明願いの1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番及び3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

並びに、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番及び3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

並びに、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申し出人は、・・・・・・の・・・・・・さんです。

申出地3筆332平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和26年月日不詳頃より、建物の敷地として利用されていたが、現在は取り壊し、新たに建物が建築されております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・
番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は宅地及び農地、南側は農地、西側は道路及び宅地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から宅地として利用しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地1筆227平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和40年月日不詳頃より、物置の敷地として利用されております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・
番　・・・・・・・・　委員

現地調査員

第３号議案　非農地証明願いの３番について報告します。

３番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、２０年以上前から宅地として利用しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案の３番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番　・・・・・・・・　委員、・・番　・・・・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・・・・　委員、・・・・・・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集４ページから７ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	7 件	1 1 筆	1 4, 5 2 8. 3 2 m ²
耕作権の再設定	1 4 件	2 3 筆	2 8, 9 3 9. 0 0 m ²
耕作権の移転	1 件	1 筆	1, 5 8 0. 0 0 m ²
合 計	2 2 件	3 5 筆	4 5, 0 4 7. 3 2 m ²

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 8 ページに記載のとおりで、1 件 1 筆 3 9 3 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第 4 号議案は承認することに決定します。

・ 番 委員、. . 番 委員の入場を求めます。

(・ 番 委員、. . 番 委員 入場)

議長

. . 委員、. . 委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第 5 号議案、平成 2 6 年度の点検・評価(案)及び平成 2 7 年度の活動計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 5 号議案、平成 26 年度の点検・評価(案)及び平成 27 年度の活動計画(案)について を説明いた

します。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に、農業委員会の役割や事務等が明記されてあります。その中に農業委員会は毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うよう定めてあります。農業委員会で案を作成し、ホームページ等により公表して、30日以上意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴取をするようになっております。

その後、意見及び要望を踏まえ、補正の上5月末までに「今年度の点検・評価結果」及び「次年度の目標とその達成に向けた活動計画」を決定し、これをホームページ等により公表する、以上のような事務の流れになっています。

まず、別添1の資料をご覧ください。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。前年と変わった個所等を掻い摘んで説明いたします。

1 ページの法令事務に関する点検の 1 総会等の開催及び議事録の作成につきましては、前年と同じであります。

2 ページの事務に関する点検の(1)農地法第3条に基づく許可事務についてであります。前年度は59件でありましたが、今年度は33件となっています。

(2)の農地転用に関する事務は、前年度は112件でありましたが、今年度は51件となっています。他内容については前年と同じです。

3 ページの(3)の農業生産法人からの報告への対応 についてであります。現在管内に13の農業生産法人があります。うち報告書提出農業生産法人数は12法人です。1件未提出の農業生産法人がありますが、引き続き提出されるよう催告していきたいと考えております。

(4)情報の提供等 についてであります。まず賃借料情報の調査・提供であります。調査対象件数が前年は236件、26年分は277件となっています。又農地の権利移動等の状況把握については、調査対象件数が前年度は482件、今年度は541件となっています。情報の提供方法は、ホームページ等で積極的に発信していきたいと考えます。

また農地基本台帳の整備については、従来より農家台帳システムを導入し整備しており、随時データ更新を行っています。

次に5ページをご覧ください。法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価であります。3月現在の管内の農地面積は2,209haで、遊休農地面積は19.2haとなっています。26年度の目標は1.0haの減少としていましたが、1.8haの増加となりました。これは、解消面積が4.7ha、新規発生面積が6.5haとなり、総計で前年より増える結果となりました。今後も利用意向調査等を実施し、少しでも有効利用に繋がるよう貸借等を推進していきたいと考えます。

6 ページをご覧ください。促進事務に関する評価といたしまして、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保として、今年3月現在の認定農業者数は539経営体であります。26年度の目標は前年度の554経営体の現状維持を目標としていましたが、実績では15経営体の減という厳しい結果となっています。これは認定農業者の高齢化や担い手が減少しているのが原因ではと推測されます。

7 ページをご覧ください。2. 担い手への農地の利用集積 ですが、今年3月現在の集積面積は1,

007ha で管内農地面積の約45%となっています。26年度の目標10ha とし、実績として15ha の利用集積があり目標を達成しました。引き続き活動を実施していきたいと思います。

8ページをご覧ください。3. 違反転用への適正な対応ですが、現在違反転用は管内に報告されてありません。引き続き皆さんの日頃からの監視活動をよろしくお願いします。

続きまして、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明いたします。これは、先程説明いたしました平成26年度の点検・評価の実績等を考慮して、（案）として作成したものです。

まず、I 法令業務（遊休農地に関する措置） といたしまして、過去2年間遊休農地面積が、小幅ながら増えている状況ではありますが、27年度の目標として前年度同様1.0ha 減少を目標案としております。活動計画としましては、引き続き利用意向調査を実施するとともに、適正管理及び中間管理機構を含めた貸借等を促して行きたいと思います。

10ページをご覧ください。1. 認定農業者等担い手の育成及び確保についてであります。認定農業者が減少している状況の中、現状維持を目標案としております。今後の活動計画案として、市町村等と連携しながら再認定率の向上に努めるとともに、新たな担い手農業者の掘り起しを行っていきたいと考えます。

11ページをご覧ください。2. 担い手への農地の利用集積 については、26年度集積面積より10ha 増を目標案としております。認定農業者が減少していますが、機構集積協力金や市補助金の周知を引き続き行い、利用権の設定へと推進していきたいと思います

12ページをご覧ください。3. 違反転用への適正な対応 ですが、管内に発生しないよう引き続き農業委員皆さんの日頃からの監視活動等をよろしくお願いします。

以上簡単ですが説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、平成26年度の点検・評価（案）及び平成27年度の活動計画（案）について 承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

なお、只今承認されましたこの案は、ホームページ等により公表して、30日以上意見及び要望

等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴取をするようになっております。その後再度皆様にお諮りすることとなります。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集10ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,042㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、農地賃借料の水準について報告します。

これは、島原市の農地賃借料の水準についてでありまして、平成26年1月から12月までに締結・告示された賃貸借における賃借料水準、10a当りを記載しております。が左側26年分、右側が参考として前年分を計上しています・そして、田(水稻)の部、畑の部と分かれて、安中地区・中央地区・杉谷地区・三会地区・大三東地区・湯江地区別に平均額・最高額・最低額・データ数を記載しております。データ数は田と畑を合せまして、昨年が236件、26年分は277件で、田の島原市の平均額は16,300円、畑の島原市の平均額は20,600円となっています。つきましては、今後ホームページ等に掲載し周知をしますので、農地の賃貸借契約をするときの参考としてください。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第10回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第10回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時35分